

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（案）概要

1 条例施行規則改正の理由

群馬県青少年健全育成条例では、性的感情を刺激し、又は粗暴性、残虐性を助長するような一定の基準に該当する図書類を自動的に有害図書とする包括指定の規定を設け、その基準を「群馬県青少年健全育成条例施行規則（以下「規則」という。）」に定めています。

平成29年の刑法改正により、従来男性から女性に対する犯罪であった「強姦」罪が、性別を問わず、暴行または脅迫を用いて性交等（性交、肛門性交、口腔性交）をした者に対する「強制性交等」罪に改正されました。

さらに、令和5年7月の刑法改正では、前記「強制性交等」罪が、「不同意性交等」罪に改正され、「性交等」に膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれ、配偶者やパートナーの間でも成立すると明文化されました。

同じく施行された「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、性別の区別なく性的な姿態に対するいわゆる盗撮行為への規制等が法制化されました。

このような性の対象を男女による性別を問わない社会的状況を踏まえて、規則第4条の各項目について、性別を問わない表現に統一するなどの改正を検討しています。

2 改正内容

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある「有害図書類」について、有害図書類とみなされる包括指定の要件の規定について、性別を問わない表現に変更します。

※ 「有害図書類」とみなされる図書類の内容

有害図書類とみなすものについて、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

1 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 大たい部を開いた姿態
- (2) 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- (3) 自慰の姿態
- (4) 愛ぶの姿態
- (5) 排せつの姿態
- (6) 緊縛の姿態

2 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 性交又は性交を連想させる行為
- (2) 不同意性交等その他の陵辱行為
- (3) 変態性欲に基づく性行為

3 今後の予定

令和6年4月頃の公布を予定しています。